

第五十一回国 参議院建設委員會會議録第三号

昭和四十一年二月十五日(火曜日)
午前十時十七分開会

委員の異動

十二月二十八日

大森 久司君

補欠選任
重宗 雄三君

十二月二十九日

植木 光教君

補欠選任
小山邦太郎君

一月二十八日

重宗 雄三君

補欠選任
大森 久司君

一月三十一日

村上 春蔵君

補欠選任
斎藤 昇君

一月九日

斎藤 昇君

補欠選任
石井 桂君

二月十四日

前川 旦君

補欠選任
相澤 重明君

二月十四日

相澤 重明君

補欠選任
前川 旦君

出席者は左のとおり。

委員長

中村 順造君

理事

石井 桂君

委員

奥村 悦造君

小酒井義男君

平泉 渉君

事務局側

常任委員会専門員

中島 博君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○委員長(中村順造君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨年十二月二十九日、植木光教君が委員を辞任され、その補欠として小山邦太郎君が選任され本年一月二十八日、村上春蔵君及び熊谷太三郎君が辞任され、その補欠として斎藤昇君及び青木一男君が選任され、同月三十一日、斎藤昇君が辞任され、その補欠として石井桂君が選任されました。

○委員長(中村順造君) 理事の補欠互選の件を議題といたします。

熊谷太三郎君及び村上春蔵君の委員辞任に伴い、理事が二名欠員となっておりますので、その補欠互選を行ないます。互選の方法は、投票によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中村順造君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に石井桂君及び山内一郎君を指名いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十時十九分散会

付託された。

一、海岸法の一部を改正する法律案

海岸法の一部を改正する法律案

海岸法(昭和三十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項に次のただし書を加える。

ただし、政令で定める地域に係る海岸保全区域において施行するものに要する費用は、国がその三分の二を、当該海岸管理者の属する地方公共団体がその三分の一を負担するものとする。

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 昭和四十年年度以前の年度の予算に係る負担金に係る経費の金額で昭和四十一年度以降に繰り越されたものに係る海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に要する費用についての国及び海岸管理者の属する地方公共団体の負担の割合については、改正後の海岸法第二十六條第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

二月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、既設市街地再開発の立法化促進に関する請願(第三四号)

一、有楽町駅前整備事業に対し「公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律」を適用するの請願(第五七号)(第一九八号)

一、国道一六八号線の改修と完全舗装早期実現に関する請願(第七七号)

一、昭和四十一年度道路予算措置に関する請願(第七八号)

一、下水道事業の整備促進に関する請願(第七九号)

九号)

一、昭和四十一年度道路予算に関する請願(第一三四号)

一、研究学園都市の建設推進に関する請願(第一四九号)

一、熊本県球磨川の二級河川指定に関する請願(第一九九号)

一、石狩ダム等北上特定地域総合開発事業に伴うダム構築による被害補償に関する請願(第二三五号)

一、建築線(東京都内戦災焼失地内の残存建築線)廃止に関する請願(第二四一号)

一、地すべり対策事業の促進に関する請願(第二七一号)(第三一四号)

一、治水関係事業促進に関する請願(第二七二号)(第三一五号)

一、昭和四十一年度琵琶湖冬季放流に関する請願(第三六二号)

一、滋賀県瀬田川洗せきの操作規定制定に関する請願(第三六二号)

一、国道の維持補修費の地方負担廃止に関する請願(第三六三三号)

第三四号 昭和四十一年十二月二十日受理

既設市街地再開発の立法化促進に関する請願

請願者 東京都港区西新橋三ノ七ノ八依田建築設計事務所内都市再開発研究会内 大上司

紹介議員 江藤 智君

都市の過密化を疎散させるため、次のような各項を総括した仮称「既設市街地再開発法」を制定されたい。

一、既設市街地の建造物の上空に当る部分の売買賃貸を認め、立体高層化の促進を計ること。

二、既設市街地の道路、公園等の地下及び既設建

造物の地下層の売買、賃貸を認め地下建造物の普及発展を計ること。

三、既設公設市場、鉄道駅舎、官公庁舎、団体の建造物等を官民共同出資によつて新規の方式で建設し、新市街地開拓に寄与すること。

四、工場地帯の旧市外への集団移転の促進と、これによつてできた空地に立体的住宅を大量建設すること。

五、これらの既成市街地の再開発のため、税制面において上空権、地下権取得に対する免税、新建築に關する不動産取得税、法人税、固定資産税、相続税等、家屋、宅地の両面で大幅な減税をする外、地代及び賃貸料金の最大限度を定め規定以上の増値に対しては、全額税金を付加すること。

六、従来政府の「都市計画」と本請願中の仮称「既成市街地再開発法」を両立せしめ、政府は今後の都市政策をこの両面から推進して過密都市によるいつさいの人口過剰を根本的に取り除くこと。

理由
既成市街地の再開発に關する立法化が遅れると、現況に数倍する都市災害の危険が降りかかるものと考へられる。

第五七号 昭和四十一年十二月二十日受理
有楽町駅前整備事業に對し「公共施設の整備に關する市街地の改造に關する法律」を適用するの請願
請願者 東京都千代田区有楽町二ノ一三 高橋昇一

紹介議員 田中 一君
国電有楽町駅前整備事業を円満に推進するため、「市街地改造法」を適用されたい。

理由
一、私共（飲食等の業者で構成する商業協同組合、組合員数九十九名、家族並びに従業員等、合計約千八百名）は、昭和二十五年四月以降、東京都交通局から駅前敷地を賃借し、生計を維持している。

二、昭和三十三年十二月二十三日付建設省公告第三〇二三号をもつて、都市計画法に基づく單獨買収方式による有楽町駅前広場造築に關する事業認定がなされた。

三、一國民、一都民としてこの公共事業に協力する態度を全組合一致により、いち早く決定し、熱意をもつてその後、交渉に應じてきた。ただ、私共としては、昭和三十八年建設局都市改造部から、立入調査の申入れのあつた時から、すでに移転先並びに補償の大綱に關する具体的明示をなによりもまつさきにすべきことを要望してきたが、本年になつて庁議の名のもとに、財閥けつたの臭みのはなはだ強いBビル優先入居の手形を見せたほかはなほ一つ解決してくれぬままである。

昨年九月ごろから、強制収容のほこ先をちらつかせ、確たる理由なき計画実施順序をつけ、同じ事業計画の中でも、とくに東京交通会館隣接箇所（立ちのきだけ）を急いでいるのは理解に苦しむ。

四、昨年九月、この都市計画方式にさしを投げ、都議会に市街地改造法適用請願書を提出したが、理事者の予算なしとの理由で採択にならず保留となり、議会解散となつたので、今度の新都議会にもまた同様の請願書を提出した。

五、本年十一月九日、突然土地細目公告の通知を東京都知事から受けたが、その関係住民の正当な立場を認めないやり方におどろいた。このままでは円満な有楽町駅前広場造築事業の推進はとて望めない。

六、市街地改造法は、当初建設省では有楽町にも適用する計画であつたこととあり、また都建設局でも都心地における駅前広場造築は、この法律によらなければならないと言明し、それを同局の報告書にも明記している。

新橋の成功と有楽町の停滞がそれをゆくりなくも証明するはめになつてゐる。

私共は、十分な研究の結果、この法律こそ有楽町駅前整備事業に適用すべき唯一の法律と信ずるに至つた。

七、幸い、この法律の適用要件について有楽町は、新橋以上に形式的にも実質的にも充足している。

第一九八号 昭和四十一年十二月二十七日受理
有楽町駅前整備事業に對し「公共施設の整備に關する市街地の改造に關する法律」を適用するの請願
請願者 東京都千代田区有楽町二ノ一三 斎藤家
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第七七号 昭和四十一年十二月二十一日受理
国道一六八号線の改修と完全舗装早期実現に關する請願
請願者 奈良県吉野郡十津川村十津川村 長 玉置直通外二十一名
紹介議員 大森 久司君

理由
一、吉野熊野に於ける地域開発にもつとも重要な役割をもつものは、国道一六八号線である。

二、本線は、吉野熊野特定総合開発指定区域の紀伊半島中央部を縦断するもので、沿線は関西地方屈指の大森林地帯であり、本線を軸に奥地開発幹線林道が東西に数多く完成し、広大な利用面積を有している。

三、これらの林道から搬出するばく大な林産物の輸送路である上に京阪神と南紀を結ぶ最短線にあたるため、南紀への諸物資の輸送に、南紀からの水産物の搬出に大いに利用されている。

四、また沿線には、賀名生梅林、猿谷ダム、風屋ダム、二津野ダム、十津川温泉、湯之峯温泉、川湯温泉、本宮神社等観光資源も豊富であるため、南紀周遊観光者の利用等、本路線の利用度は日ごとに激増している。

五、地域の消長は本線一本に依存しているものであるが、路線の現状は大半が県道として開設された関係から幅員もせまく、旧二級国道の規定にも適合しない箇所がほとんどである。

六、利用度の急速な増加に伴い、交通事情は飽和状態におかれ、産業基盤に脅威を与へるとともに交通事故がひん発し、憂慮される事態となつてゐる。

七、京阪神にもつとも近く、しかも豊富な森林・水産・観光資源を保有している当地域を現況のまま放置することは、近畿圏再開発の意義を失ふものであり、かつ国家的にも大損失である。

八、当地域の後進性を打破し、その地域格差を是正するには、本線の完全整備以外に方途はない。

九、近畿圏整備事業並びに建設省道路整備五箇年計画へ優先的にとり入れて、願望の達成を図られるよう心からお願ひする。

第七八号 昭和四十一年十二月二十一日受理
昭和四十一年度道路予算措置に關する請願
請願者 東京都千代田区三年町一全国道路利用者會議内 南条徳男
紹介議員 森田 タマ君

理由
昭和四十一年度の道路予算について、全国道路利用者會議で討議決定した左記の予算措置を要望する。

一、総額八兆円を目途として、道路整備五箇年計画をすみやかに拡充改定すること。

二、従来道路財源に加えて可及的多額の建設公債を充當すること。

三、揮発油税を道路費の財源からはずさないこと。

され、道路の整備は進むばかりでなく、景気の特コ入れの奨励も期待される。

三、道路費の財源を確保する手段として最も重要であり、かつ最も信頼性の強いものが、揮発油税等の燃料目的税である。

「建設公債の発行に際して揮発油税を道路財源からはずして一般財源に繰り入れてはどうか」という考え方が、新聞紙上に取り上げられているが、景気特コ入れのために建設公債が発行されるからといって、揮発油税を道路財源からはずすというのは全く理由のないことであるばかりでなく、将来にわたる道路財源確保のために、きわめて危険、かつ非賢明である。(どこへ行く揮発油税等参考資料添付)

第七九号 昭和四十年十二月二十一日受理 建設委員会

下水道事業の整備促進に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町二ノ六日本道協会の会長 東龍太郎外百十四名

紹介議員 森田 タマ君

全国の関係市町長、市町議会議員、婦人代表及び下水道関係者は立運れている下水道事業の強力な整備促進を期するため、十二月一日第九回下水道促進全国大会を開催し左記の決議をしたので、その実現を図りたい。

一、昭和四十一年度下水道国庫補助金二百十九億円、起債五百十六億円を必ず確保すること。
二、下水道事業に対する国庫補助率を三分の二以上に引上げ、事業費全額を補助対象とする。
三、下水道関係事業の起債は政府資金を主とし、貸付利子(現行六分五厘)を五分程度に引下げ償還期限(現行二十五年)を五十年以上に延長すること。なお、公営企業金融公庫債についても、貸付利子の引下げ、償還期限の延長を図り、起債の配分にあたってはすみやかに決定すること。

四、下水道関係特別失対事業をすみやかに廃止すること。廃止困難の場合は、現在補助対象となっていない枝線工事を対象とすること。

五、水洗便所等の排水設備に国庫補助金を交付し、融資額を大幅に増額すること。

六、国際博覧会開催に伴う下水道整備費を別わくとして計上すること。

七、下水道法を次のごとく改正すること。
1 公共下水道の使用料を、特別都市下水路の使用料からも徴収すること。
2 下水道使用料の滞納処分の規定を挿入すること。

3 公共下水道管理者が、水洗便所の設置を強制できるように考慮すること。
八、硬質洗剤の使用制限または使用禁止についてすみやかに措置を講ずること。

九、下水道行政の一元化を図ること。

理由
一、下水道及び終末処理場の五箇年計画を円滑に遂行する必要がある。
二、下水道事業に対する国庫補助率は三分の一または四分の一となっており、他の都市計画事業の補助率に比較してはなだ低額である。
三、下水道事業のごとく公共性の強い事業に収益性を求めることは実際にそわない。
四、市街地の交通ひんぱんな地域等の施工は短期間に行なう必要があるが、下水道事業国庫補助金の中に特別失対事業費の一部が含まれているため、施工が困難をきたしている。
五、下水道処理区域内の未水洗化人口は三百万人を越えており、便所水洗化促進の要がある。
六、国際博覧会は全世界的規模のもので、六箇月の長期間にわたり開催され、多数の外国人が来日すると予想されるから、関係各都市の下水道の整備を要する。
七、下水道法の実施運用に際し取扱上困難をきたしている。
八、硬質洗剤は、下水道の施設の保全に悪影響を及ぼし、処理機能を妨げている。

九、下水道行政は、本来終末処理場を含めて一元的に計画実施されるものであり、建設、厚生両省の二元行政による事務能率の低下を防ぎ、全国民の声である下水道整備促進の要請にこたえるべきである。

第一三四号 昭和四十年十二月二十三日受理
昭和四十一年度道路予算に関する請願

請願者 東京都千代田区九段一ノ二東京区政会館内社団法人首都道路協議会

会長 中村梅吉

紹介議員 石井 桂君

首都道路協議会は、昭和四十年十二月六日に開催した大会において、昭和四十一年度国家予算の編成にあたり、左記の要望事項を決議したので、これが実現を図りたい。
一、社会資本充実のため、公債発行が現実の運びとなつたが、公債発行は建設公債のみに限定し、景気回復策とあいまつて大規模に発行し、既定の道路整備五箇年計画を二箇年短縮し、産業基盤の整備を早急に解決すること。
二、政府並びに国会は、東京都の財政需要の現実を確認し、東京都が富裕自治体であるとの誤った認識を一新して起債の拡大等、首都の道路整備事業の財源確保に協力すること。
三、著しく立運れている東京都の都市計画事業を推進するため、東京都の街路事業費の飛躍的増大を図ること。
四、東京都の新道路整備五箇年計画は、六千億円のわくを確保すること。
五、当面、昭和四十一年度予算においては、東京都の道路街路事業費は八百億円(ただし首都高速道路事業を除く)を下回ることのないよう配慮すること。

第一四九号 昭和四十年十二月二十四日受理
研究学園都市の建設推進に関する請願

請願者 茨城県水戸市北三ノ丸茨城県議会

議長 飯村泉
紹介議員 中村喜四郎君

研究学園都市の建設を推進するため、すみやかに左記事項を実現せられるよう強く要望する。
一、研究学園都市建設については、その主体が各省にまたがり、かつその建設に伴う地元負担についても、相当の額が予想されるので、建設及び将来の維持管理も含めて、単一機関としての都市建設事業団(仮称)をすみやかに設置すること。

二、土地提供者に対する「生活再建の方途」の必要性については、昭和三十九年十二月の閣議了解において明示されているが、買収の段階に至つても、なお、具体化されていないので、すみやかに適切な方策を樹立すること。
三、研究学園都市建設に伴つて、周辺地域に及ぼす影響も多大であり、相当な変動が予想されるので、周辺地域に対しても慎重な配慮のもとに諸方策を樹立すること。

理由
一、昭和三十八年九月閣議了解により、研究学園都市が茨城県に決定して以来、茨城県議会は「研究学園都市建設調査特別委員会」を設置し、地元町村の理解徹底に努めるとともに、国の諸対策の実現方につき要望し続けてきた。
二、昭和四十三年三月末、茨城県及び関係町村が日本住宅公団と土地開発のための調査の委託を受け、近く買収に入ろうとする段階においても、なお建設事業方式及び諸対策実現の可能性がいずれも不明確であることは、きわめて遺憾である。

第一九九号 昭和四十年十二月二十七日受理
熊本県球磨川の一級河川指定に関する請願

請願者 熊本市桜町三ノ一〇熊本県議会

紹介議員 沢田 一精君

球磨川を一級河川に指定するよう強く要望する。

理由

一、球磨川は、熊本県の南部を流れ、その流域面積千八百八十二平方キロメートル、幹線流路延長百四・六キロメートル、九州第二の大河である。流域には八代、人吉の二市をはじめ十八箇町村、約三十万人が、その恩恵と、一方では水害の不安の下に生活している。

二、本年七月の水害は、昭和三十八年以来連続して三回目の災害で、実に九十億円のぼろじんだ被害を被つたため、流域住民は災害に対する極度の不安におびえ、農地等の復旧意欲さえ喪失している。

三、しかし一面、球磨川のもつ経済的価値の重要性は等閑視できない。現在、下流の地域としては新産業都市指定を契機として、この川の豊かな水を利用し、県南部における工業の中心地域とする計画があり、また球磨川流域耕地の高度利用の計画もあり、さらに国土保全や経済上の見地からも球磨川は重要な位置を占めている。

第二三五号 昭和四十一年十二月二十九日受理
石淵ダム等北上特定地域総合開発事業に伴うダム構築による被害補償に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県議會議長 山崎雄三

紹介議員 谷村 貞治君

北上特定地域総合開発事業による石淵ダム、田淵ダム、湯田ダムの構築によつて犠牲となつた住民の救済について、すみやかに適切な措置を講ぜられるよう強く要望する。

理由

一、北上特定地域総合開発事業の一環として、石淵ダムはか二ダム築造による水没者更生対策は十分なされていない。

二、特に昭和二十八年構築された石淵ダム築造による水没地の用地買収代金及び家屋移転料その他の補償金は当時インフレの高進期であつたこと、あまりにも低額であつたため、代替農地

等を買求めることは困難であつた。そのため、現在もその生活はあまりにも悲惨であり、この現状を一刻も放置できないということから、昭和三十九年、石淵ダム水没者更生運置は衆議院に請願し、同社会労働委員会において採択されている実情にある。

第二四一号 昭和四十一年十二月二十九日受理
建築線(東京都内戦災焼失地内の残存建築線)廃止に関する請願
請願者 東京都台東区竹町一二三 仲道義作

紹介議員 植竹 春彦君

要旨
本請願は、第四十六回国会の請願第二九八八号(審査未了)について、第二回目のものであるが、重ねて慎重審議の上、昭和五年四月二十九日警視總監公示の建築線をすみやかに廃止せられたい。

理由

一、三十六、七年前の建築線が「大戦争の焼土のあとの復興建築促進時代」のいままお建築制限の大威力を発揮して、現代的な文化的高層建築までも制限している。

二、都内の建築線は現代には不必要なものが多し、なんの必要あつて廃止しないのか判断に苦しむ。

三、首都の整備を完成、中高層建築を充実させるには、まず現代に害の多い不必要な分の建築制限線を全部廃止することが先決である。

四、本建築線のために都心部にいまなお、昔ながらの不良住宅街が存在する実情はまことに寒心にあえぬ。明確な法律の根拠のない私権の制限は不当である。(別紙「第四十六回国会参議院建設委員会會議録第三十九号」抜すい添付)

第二七一号 昭和四十一年一月八日受理
地すべり対策事業の促進に関する請願
請願者 長野市妻科長野県議會議長 羽田義知

紹介議員 羽生 三七君

地すべり災害対策として、すみやかに左記事項を実現されたい。

一、地すべり対策事業費の大幅増額を図ること。

二、地すべり対策防止工事の国庫補助率を引き上げること。

三、大規模地すべり地域に対する国庫補助防止工事を大幅に実施すること。

四、五ヘクタール以下の小規模地すべりも国庫補助防止工事の対象にすること。

五、これらの事項実現のため、「地すべり等防止法」を改正すること。

六、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」を改め、地すべり防止施設を対象とすること。

七、地すべり危険地域における危険家屋等の移転、立のきに対する国庫補助制度を確立すること。

八、地すべり防止工法の向上、警報措置の強化等予防的施策の促進を図ること。

理由
地すべり災害は、逐年多発の度を加え、かつ大型化する傾向にあるため、これが地域住民に及ぼす経済的、社会的影響はきわめて大きく、また、被害額の急増に伴う対策事業費の増高は、地方財政をおびやかしている。

第三一四号 昭和四十一年一月十三日受理
地すべり対策事業の促進に関する請願
請願者 長野市妻科長野県議會議内 市村都夫外一名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二七一号と同じである。

第二七二号 昭和四十一年一月八日受理
治水関係事業促進に関する請願
請願者 長野市妻科長野県議會議長 羽田義知

紹介議員 羽生 三七君

治水関係事業を促進し、水害を未然に防止するため、左記事項を実現されるよう強く要請する。

一、治水事業五箇年計画の大幅なくり上げ施行を図ること。

二、一級河川指定の大幅な拡大を図ること。

三、国における建設公債の発行とあわせて、治水事業費の地方負担全額の地方起債を認めること。

四、災害復旧事業のうち、緊要工事は二箇年復旧とし、全体を三箇年復旧とすること。

理由
近時ひん発する水害は、一朝にして人命財産を奪うとともに、激しい被害を与え、国民生活の安定をおびやかす、また、これが復旧対策等は、地方の予期しない多大な財政負担となつている。

このような災害を未然に防止するためには、治水五箇年計画を大幅にくり上げ施行する等、公共土木施設の完備を図る以外にない。

第三一五号 昭和四十一年一月十三日受理
治水関係事業促進に関する請願
請願者 長野市妻科長野県議會議内 市村都夫外一名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第三六一号 昭和四十一年一月十九日受理
昭和四十年年度琵琶湖冬季放流に関する請願
請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀県議會議長 西堀武

紹介議員 奥村 悦造君

昭和四十年年度琵琶湖の冬季放流の実施にあつては、瀬田川洗せきの操作管理について、滋賀県の意見を十分尊重するようすみやかな御配慮を強く要望する。

理由
昭和四十年年度琵琶湖冬季放流計画については近く実施されるようであるが、琵琶湖の水位は県民生

活に直接重大な影響を与えるので十分な配慮を要する。

第三六二号 昭和四十一年一月十九日受理

滋賀県瀬田川洗せきの操作規定制定に関する請願
請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一 滋賀
県議会議長 西堀武

紹介議員 奥村 悦造君

新河川法施行以来一箇年を経過したが、瀬田川洗せきの操作規定がまだ制定されていない。琵琶湖水位の確保は県民生活に多大の影響を及ぼすので、すみやかに本県の意見を十分尊重した操作規定を制定されるよう強く要望する。

第三六三号 昭和四十一年一月十九日受理

国道の維持補修費の地方負担廃止に関する請願
請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一 滋賀
県議会議長 西堀武

紹介議員 奥村 悦造君

国道の維持補修に要する費用の地方負担を廃止されるよう強く要望する。

理由

滋賀県は京阪神と中京の両経済圏の中間に位し、国道を利用する車両はひんばんをきわめ、その大部分が県外車という特殊事情からみても毎年多額にのぼる維持補修費の地方負担に不合理であり、本県の財政を圧迫している現状である。

二月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、都市開発資金の貸付けに関する法律案

都市開発資金の貸付けに関する法律案
都市開発資金の貸付けに関する法律

(都市開発資金の貸付け)

第一条 国は、地方公共団体に対し、次に掲げる土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができる。

一 次に掲げる施設及びこれと密接な関連を有

する政令で定める施設並びにこれらの施設の附帯施設の敷地で、都市の機能を維持し、及び増進するため計画的に整備改善を図る必要がある重要な市街地の区域内にあるもの

イ 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和三十四年法律第十七号)第三条に規定する工業等制限区域内の

同法第二条第四項に規定する制限施設
ロ 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和三十九年法律第四百四十四号)第三条に規定する工場等制限区域内の同法第二条第四項に規定する制限施設

設
二 人口の集中の著しい政令で定める大都市(その周辺の地域を含む。)の秩序ある発展を図るために整備されるべき主要な道路、公園、緑地、広場その他の政令で定める公共施設で、都市計画法(大正八法律第三十六号)第三条の規定により都市計画として決定されたものの区域内の土地

(利率及び償還方法)

第二条 前条の規定による貸付金の利率は、同条第一号の土地に係る貸付金にあつては年五分五厘とし、同条第二号の土地に係る貸付金にあつては年六分五厘とする。

2 前条の規定による貸付金の償還期間は、十年(同条第一号の土地に係る貸付金にあつては三年以内の、同条第二号の土地に係る貸付金にあつては四年以内の据置期間を含む。)以内とし、その償還は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。

附 則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第 号)の施行に関

する事務を管理すること。
第四条第四項中「第七号まで」を「第七号の二まで」に改める。

第二号中正誤

ベ 段 行 誤

二 三 終わり 下補充

一 終わり 客観 客観

正

昭和四十一年二月十八日印刷

昭和四十一年二月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局